

逗子市災害対策用指定井戸水質検査業務委託仕様書

本仕様書は、逗子市内の災害対策用指定井戸等の水質検査に際し適用するもので、本仕様書によるほかは発注者の指示並びに協議により行うものとする。

1 業務委託名

本仕様書に基づく業務の名称は、「逗子市災害対策用指定井戸水質検査業務委託」（以下「業務」という。）と呼称する。

2 業務目的

逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱第9条に基づき、災害対策用指定井戸の水質検査を行うもの。

3 施行場所 市内全 61 箇所

4 施行期間 契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

5 業務内容

- (1) 井戸所有者への事前連絡及び実施依頼
- (2) 井戸水等の採取、検査及び水質検査結果報告書の提出
- (3) 検査結果報告書に記載する項目
採取時刻・気温・天候・前日の天候・水温・ph・臭気・味・色度・濁度・
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
塩素イオン・有機物等（TOC）
一般細菌数・大腸菌・鉄・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン
- (4) 受注者は、本業務に入る前にあらかじめ作業日程を発注者に通知すること。
- (5) 本業務に際し、常に発注者と連絡をとり作業に着手しなければならない。
- (6) 業務完了前に生じた損害又は業務上生じた一切の損害は受注者が負担すること。
- (7) 井戸に付随するポンプ及び蓋等を移動した場合は元に戻すこと。
- (8) 水質検査結果報告書は検査結果がまとめ次第、すみやかに提出すること。
- (9) 水質検査結果報告書には、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令に定めてある水質基準値と比較し、基準値を越える項目がある場合はその旨明記すること。

6 支払い方法

水質検査結果報告書提出後に一括で支払うこととする。

7 その他

- (1) 本業務中における個人情報の取り扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」（別添）によるものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、指示に従う。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、番号法、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、番号法第10条の規定に基づき、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に

基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得る事無く複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法及び番号法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施し、その記録を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能

な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

災害用対策井戸一覧

1	田中宅	逗子3-4-14
2	杉浦宅	逗子3-7-8
3	鈴木宅	逗子5-4-35
4	菊池宅	逗子5-5-39
5	鈴木宅	逗子5-8-22
6	高嶋宅	逗子6-11-8
7	鈴木宅	逗子7-2-25
8	小林宅	桜山2-9-17
9	福岡宅	桜山3-9-15
10	小野宅	桜山4-16-8
11	逗子桜山ハイツ	桜山5-375-11
12	竹ヶ原宅	桜山6-4-3
13	奥野宅	桜山6-4-7
14	金井宅	桜山7-3-11
15	麻尾宅	桜山7-8-3
16	旧脇村邸	桜山8-7-9
17	小野寺宅	沼間1-9-7
18	落合宅	沼間1-19-12
19	福澤宅	沼間2-13-7
20	林宅	沼間2-19-11
21	矢部宅	沼間2-23-15
22	沼間3丁目左	沼間3-7-4
23	沼間3丁目右	沼間3-7-4
24	清水宅	沼間3-12-25
25	石井宅	沼間3-14-29
26	平井宅	沼間6-4-22
27	遠山宅	池子2-4-11
28	石渡宅	池子2-10-1
29	岡本宅	池子2-15-26
30	高橋宅	池子3-18-12
31	長野宅	池子3-22-1
32	細見宅	池子3-22-20
33	大島宅	山の根1-1-30
34	篠田宅	山の根2-7-26
35	江口宅	山の根2-9-14
36	葉山宅	山の根2-10-18
37	小野宅	山の根2-10-18

38	鈴木宅	山の根3-1-7
39	大塚宅	山の根3-3-14
40	小田宅	山の根3-11-1
41	新倉宅	久木1-8-29
42	山口宅	久木2-4-7
43	中村宅	久木3-3-15
44	荒井宅	久木3-4-10
45	古谷宅	久木4-12-5
46	野口宅	久木4-21-18
47	松岡宅1	久木5-2-14
48	松岡宅2	久木5-2-14
49	塩川宅	久木5-2-16
50	鈴木宅	久木5-6-17
51	白鳥宅	久木5-8-10
52	小林宅	久木5-10-7
53	篠原宅	久木6-2-27
54	森井宅	小坪2-1-22
55	高橋宅	小坪4-3-8
56	伊勢町の大井戸	小坪4-8-10
57	石川宅	小坪4-16-17
58	牛尾宅	小坪5-1-10
59	内野宅	小坪5-19-6
60	福本宅	小坪7-3-25
61	佐藤宅	新宿3-11-12
62	澁谷宅	新宿3-12-39